地方税事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に関すること		
1	地方税事務では、課税情報や個人番号等、漏えいした場合の影響が大きい情報を扱うことから、「侵入や持ち出しを防ぐ」対策に加え、万一情報が流出した場合にも被害を最小化する「データそのものを守る対策」を、評価書上でより明確に位置付けることが重要であると考える。 そのため、秘密分散やデータ無意味化、暗号化等により、取得された情報のみでは利用・復元が困難となるよう、職員の判断に過度に依存しない自動的・標準的な保護の仕組みを検討することが求められる。 今後のシステム更改や委託先選定等において、こうした技術的措置を検討するとともに、その旨を特定個人情報保護評価書のリスク対策に明記することを提案する。	本市では、国が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき「堺市情報セキュリティポリシー」を定め、これらに従ってシステムを運用しています。 ご意見の趣旨をふまえ、通信技術の進展や国の方針等の動向を注視しながら、引き続き漏えい等のリスクへの技術的対策を推進するとともに、今後、特定個人情報の保護に係る仕組みを検討する際の参考とさせていただきます。